

プレジャーボート責任保険約款

山口県漁船保険組合

(組合の責任)

第1条 この組合は、漁船の航行する水域においてスポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（以下「プレジャーボート」という。）の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づきプレジャーボートを使用する者をいう。以下同じ。）の当該プレジャーボートの運航に伴って生じた、自己の法律上の賠償責任に基づき賠償することによる損害並びに当該プレジャーボート又はその乗船者の捜索又は救助に要した費用（捜索又は救助を行う漁船その他の船舶の運航に伴って生じたものに限る。）で当該プレジャーボートの所有者又は使用者が負担しなければならないものを負担することによる損害を、この約款の定めるところによりてん補するものとする。

(引受の対象となる船舶)

第2条 この保険の対象となる船舶は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する総トン数 5 トン未満の船舶であって、漁港又は港湾等に保管又は係留されているものとする。ただし、次の各号に掲げる船舶を除く。

- (1) 漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項（漁船の定義）に規定する漁船及びその他の船舶のうち漁業活動に必要な日本船舶で漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第1条で定めるものをいう。以下同じ。）
- (2) 水上オートバイ
- (3) エンジン付ゴムボート
- (4) ろ、かい又は竿のみで運転する小型船舶
- (5) いかだ

(加入申込の手続きと保険契約の成立)

第3条 プレジャーボートの所有者又は使用者は、保険の申込みをしようとするときはこの組合が別に定める申込書に船舶安全法（昭和8年法律第11号）の規定により日本小型船舶検査機構の検査が義務付けられている船舶にあつては船舶検査証書及び船舶検査手帳の写しを、当該検査が免除されている船舶にあつては当該船舶の艇長を示す書面を添えて、組合に提出しなければならない。

2 この組合は、その内容及び必要に応じてそのプレジャーボートを調査して保険引受の諾否を決定し、当該申込人に通知する。

3 保険契約は、この組合が、前項の申込を承諾することによって成立する。

(保険料の支払)

第4条 この組合との間に保険契約が成立した者は、当該保険契約に係る保険期間の開始日の前日までに、この組合に保険料の全額を支払わなければならない。

2 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険契約は、その効力を失う。

(保険証券の発行)

第5条 保険契約者が前条第1項の保険料を支払ったときは、この組合は、保険契約者の請求により、保険証券を発行する。

(保険引受を拒む場合)

第6条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する船舶についてはプレジャーボート責任保険の引受をしない。

- (1) 船体の重要寸法の比例の過当、馬力の過当、復原力の不足若しくは強力不足又は船体若しくは機関の著しい老朽その他重大な欠陥のあるプレジャーボート
- (2) 危険が著しく増加するおそれがある状況にあるプレジャーボート

(被保険者たる資格)

第7条 被保険者たる資格を有する者は、プレジャーボートの所有者又は使用者とする。ただし、船舶の修理、保管、販売、輸送又は回航等船舶を取扱うことを業としている者（これらの者の使用人及びこれらの者が法人であるときはその理事、取締役又は法人の業務を執行する他の機関を含む。）が

業務として受託した保険に係るプレジャーボートを使用又は管理している間を除く。

(保険金額)

第 8 条 保険金額は、別表に定める額のうち申込人が申し出た金額とする。

(保険期間)

第 9 条 保険期間は、1 年とする。

2 この組合は、前項の規定にかかわらず、プレジャーボート責任保険契約を取次ぐ漁業協同組合等ごとに、現に当該保険契約をしているプレジャーボートのうちの最多数のものが同一にその保険期間の終期としている日までの期間とすることができる。

(保険期間の延長)

第 10 条 この組合は、特別の事情があると認めたときは、プレジャーボート責任保険契約を取次ぐ漁業協同組合等ごとに、現に当該保険契約をしているプレジャーボートのうちの大多数のものが同一にその保険期間の終期としている日まで保険期間を延長することができる。

2 前項の場合には、保険契約者は、その保険期間の満了前に、延長しようとする期間に対する保険料を支払わなければならない。

(保険責任の開始)

第 11 条 この組合の保険責任は、保険期間の開始日から始まる。

2 第 16 条第 3 項、第 26 条第 2 項又は第 27 条の 2 第 2 項の規定により保険料の差額を支払った場合における当該変更後の保険契約に係るこの組合の保険責任は、その保険料の差額を支払った日の翌日から始まる。

(継続加入)

第 12 条 保険契約者は、プレジャーボート責任保険の保険期間の満了後引き続きプレジャーボート責任保険に付そうとするときは、そのために必要な事項を、当該満了の日の 2 週間前までにこの組合に通知しなければならない。

(保険料)

第 13 条 保険料は、別表に定めるとおりとする。

2 1 年に満たない期間に対する保険料は、月割で計算する。ただし、1 ヶ月に満たない日数については、1 ヶ月を 30 日として日割で計算する。

(保険契約に関する権利義務の承継)

第 14 条 保険に係るプレジャーボートの譲受人は、この組合に通知して、譲渡人が当該プレジャーボートの当該保険契約に関して有する権利義務を承継することができる。ただし、この組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 保険に係るプレジャーボートにつき、相続その他の包括承継又は遺贈があった場合については、前項の規定を準用する。

(告知義務)

第 15 条 保険の申込人は、保険の申込の時又は申込後保険料を払込む時まで、次に掲げる事項について、この組合に通知しなければならない。

- (1) 保険に係るプレジャーボートにつき、被保険利益、負担危険及び保険期間の全部又は一部がこの保険契約と重複する他の保険契約が締結されている場合にはその旨
- (2) この保険契約が他人のために締結されるものである場合にはその旨
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、この組合の引受の諾否又は保険引受の内容の決定に影響を及ぼすべき重要な事項

(事前の通知義務)

第 16 条 次に掲げる場合には、保険契約者又は被保険者は、あらかじめ、書面によりこの組合に通知しなければならない。

- (1) 保険に係るプレジャーボートの総トン数又は船体の重要寸法に変更を来すべき改造をしようとするとき。
 - (2) 保険に係るプレジャーボートの主機関を据え付け、取り替え又は除去しようとするとき。
 - (3) 前各号のほか保険に係るプレジャーボートにつき重大な変更をしようとするとき。
 - (4) 保険に係るプレジャーボートにつき、同種の保険契約を他の保険者と締結しようとするとき。
- 2 保険に係るプレジャーボートの危険が前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由によって著しく増加する場合には、この組合は、保険契約者又は被保険者に対し、その変更を制限し、その他必要な措置をさせることがある。
- 3 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由により保険料を増額すべきときは、保険契約者は、遅滞なく、その事由が発生した日からその保険期間の満了の日までの期間に対する保険料の差額を支払わなければならない。
- 4 保険契約者が前項の規定による保険料の差額の支払を怠ったときは、この組合は、従前の保険料の額にその支払を怠った保険料の額を加えて得た額に対する従前の保険料の額の割合によっててん補する。
- 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由により適用される保険料が減額になるときは、保険契約者は、その事由が発生した日の翌日から起算した当該保険契約のまだ経過しない期間に対する保険料の差額(既に経過した期間中の事故による損害がある場合には、これに対するてん補額を差し引いて得た額)に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する金額の払戻しを請求することができる。

(事後の通知義務)

第 17 条 次に掲げる場合には、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく書面によりこの組合に通知しなければならない。

- (1) 保険に係るプレジャーボートを譲渡したとき。
 - (2) 保険に係るプレジャーボートの上に先取特権、抵当権その他の物権又は賃借権を設定し、変更し、又は消滅させたとき。
 - (3) 保険に関する事項につき代理人を定め、又は廃したとき。
 - (4) 保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (5) 保険に係るプレジャーボートの船名を変更したとき。
 - (6) 保険に係るプレジャーボートの係留・保管場所の変更又は保管施設の構造を改造(変更、改築、増築を含む。)したとき。
- 2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由に該当する場合には、保険契約者又は被保険者は、債権者又は代理人と連署のうえ通知しなければならない。

(プレジャーボートの調査等)

第 18 条 この組合は、いつでも保険に係るプレジャーボート及びその管理方法等に関して、調査をし、又は保険契約者若しくは被保険者に通常の修繕その他の必要な措置をさせることができる。

- 2 保険契約者又は被保険者は、前項の調査に関してこの組合から照会があった場合には、遅滞なく回答しなければならない。

(通常行うべき管理等の義務)

第 19 条 保険契約者又は被保険者は、保険に係るプレジャーボート又はその運航につき、通常行うべき管理その他損害の防止及び軽減に努めなければならない。

(無効)

第 20 条 次に掲げる場合には、保険契約は、無効とする。

- (1) 第 2 条及び第 6 条の規定に違反して保険の引受をしたとき。
- (2) 保険期間が始まる前において、既に事故が生じ得ないこととなったとき、又は生じていたとき。
- (3) 保険の申込人が、他人のために保険契約を成立させる場合において、その旨をこの組合に告げなかったとき

- (4) 保険契約に関し、申込人、保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき。

(告知義務違反による解除)

第 21 条 保険引受の当時、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって第 15 条第 1 号又は第 3 号に掲げる事項につき、事実を知りながらこれを告げず又は虚偽の事実を告げたときは、この組合がその事実を知り、又は過失によって知らなかったときを除くほかは、この組合は、保険契約を解除することができる。ただし、保険引受の時から 5 年又はこの組合が解除の原因を知った時から 1 ヶ月を経過したときは、この限りでない。

(解 除)

第 22 条 次に掲げる場合には、この組合は保険契約を解除することができる。

- (1) 第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる事実が発生したとき。
- (2) 第 16 条第 2 項に定めるこの組合の指示に従わなかったとき。
- (3) 第 17 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる事実が発生したとき。
- (4) 保険に係るプレジャーボートの用途を変更したとき。
- (5) 前各号のほか、この保険に係る申込書の記載事項に重要な変更が生ずる事実が発生し又は危険が著しく増加したとき。
- (6) 正当な事由がなく、第 18 条第 1 項に規定するこの組合の調査を拒んだとき。
- (7) 保険金請求に関し、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの代理人に詐欺の行為があったとき。

2 前項の解除をしたときは、この組合は遅滞なく保険契約者に対し書面をもって通知するものとする。

(保険契約者による保険契約の解除)

第 22 条の 2 保険契約者は、保険に係るプレジャーボートが滅失、沈没その他の事由により航行の用に供することができない状態となった場合、又はプレジャーボートの存否が不明になった場合には、これを証する書類を添えて、書面によりこの組合に通知することをもって保険契約を解除することができる。

(失 効)

第 23 条 次に掲げる場合には、保険契約は、その効力を失うものとする。

- (1) 保険に係るプレジャーボートが解てつされたとき。
- (2) 保険に係るプレジャーボートの所有権の移転又は当該プレジャーボートを使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅があった場合又は相続その他の包括承継若しくは遺贈があった場合において、この組合が保険契約に関する権利義務の承継を拒んだとき。
- (3) 保険に係るプレジャーボートの所有者又は使用者が死亡し、若しくは解散したとき（保険契約に関する権利義務の承継があった場合を除く。）又は保険に係るプレジャーボートの所有者又は使用者について破産手続開始の決定があったとき。
- (4) 保険に係るプレジャーボートが漁船の登録を受けたとき。
- (5) この組合がプレジャーボート責任保険事業を廃止したとき。
- (6) この組合が解散したとき（合併の場合を除く。）。
- (7) 漁船保険中央会が再保険事業を廃止したとき。
- (8) 漁船保険中央会が解散したとき。

2 前項第 5 号から第 8 号までに掲げる場合には、この組合は、廃止又は解散の日後のまだ経過しない期間に対する保険料を払い戻す。

(解除等の効果)

第 24 条 第 21 条、第 22 条又は第 22 条の 2 の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、事故が生じた後に第 21 条又は第 22 条の規定による解除をした場合であっても、保険金を支払う責めを負わない。既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、第 21 条に規定する場合にあっては、その事故の発生がその告げ、又は告げなかった事実に

基づかないものであることを被保険者が証明したとき、第 22 条に規定する場合にあっては、その事故の発生が同条各号に掲げる事由によるものでないことを被保険者が証明したときは、この限りでない。

第 25 条 無効、失効若しくは解除の場合又はこの組合が損害をてん補する責めを負わない場合においても、この組合は、既に受け取った保険料を払い戻さないものとする。ただし、別段の規定がある場合、無効の原因及びその原因を知らなかったことにつき保険の申込人が善意でかつ重大な過失がない場合は、この限りでない。

(保険金額の変更)

第 26 条 保険契約者は、この組合の承諾を得て保険金額を増額することができる。

2 前項の増額をする場合には、その保険期間の全部についての保険料の差額を支払わなければならない。

(危険の消滅等による保険料の払戻し)

第 27 条 保険契約者は、この組合に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険料の払戻しを請求することができる。

(1) 保険に係るプレジャーボートが解てつされたとき。

(2) 保険に係るプレジャーボートの所有権の移転又は当該プレジャーボートを使用する所有権以外の権原の移転若しくは消滅によりプレジャーボート責任保険が失効したとき。

(3) 保険に係るプレジャーボートの所有者又は使用者の死亡若しくは解散又は保険に係るプレジャーボートの所有者又は使用者についての破産手続開始の決定によりプレジャーボート責任保険が失効したとき。

(4) 保険に係るプレジャーボートが漁船の登録を受けたことによりプレジャーボート責任保険が失効したとき。

(5) 第 22 条の 2 の規定により保険契約を解除したとき。

2 保険契約者が前項の規定により払戻しを請求することができる保険料の額は、前項第 1 号から第 4 号までの事由が発生した日又は前項第 5 号の解除の日の翌日から起算した当該保険契約のまだ経過しない期間に対する保険料の額（既に経過した期間中の事故による損害がある場合には、これに対するてん補額を差し引いて得た額）に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する金額とする。

(代船に対するプレジャーボート責任保険の継続)

第 27 条の 2 保険契約者が当該保険に係るプレジャーボートの代船として新たにプレジャーボートを取得した場合において、保険契約者が当該保険に係るプレジャーボートを、当該代船に変更することをあらかじめ書面をもってこの組合に請求し、この組合がこれを承諾したときは、当該保険に係るプレジャーボートを当該代船に変更することができる。

2 前項の規定により保険に係るプレジャーボートをその代船に変更した場合において、保険料を増額すべきときは、保険契約者は、遅滞なく、その事由が発生した日から保険期間の満了の日までの期間に対する保険料の差額を支払わなければならない。

3 第 1 項の規定により保険に係るプレジャーボートをその代船に変更した場合において、当該代船に適用される保険料が減額になるときは、保険契約者は、その事由が発生した日の翌日から起算した当該保険契約のまだ経過しない期間に対する保険料の差額（既に経過した期間中の事故による損害がある場合には、これに対するてん補額を差し引いて得た額）に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する金額の払戻しを請求することができる。

4 第 14 条の規定による保険契約に関する権利義務の承継の通知と第 1 項の請求が同時に行われた場合は、保険契約に関する権利義務の承継の通知が第 1 項の請求の前に行われたものとみなす。

(時効)

第 28 条 保険金支払の義務及び保険料返還の義務については 2 年、保険料支払の義務については 1 年を経過したときは、時効によって消滅する。

(損害のてん補)

第 29 条 この組合は、被保険者が保険に係るプレジャーボートの運航に伴って法律上の賠償責任を負

- い、かつ、これを支払い、又は費用を負担したことによって生じた損害を、第 31 条から第 34 条までに規定するところによりてん補する。
- 2 流水等により結氷するため船舶の航行が不可能となる次に掲げる海域等の沿岸に保管又は係留されているプレジャーボートについて、1 月から 3 月の間に生じた損害をてん補しない特約がある場合は、当該期間に生じた損害については、前項の規定にかかわらず、これをてん補しない。
- (1) 海域 北海道稚内市声間岬突端から同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端までの宗谷湾及びオホーツク海、並びに同道野付郡別海町竜神崎突端から同道根室市納沙布岬突端までの根室海峡
- (2) 湖沼 猿骨沼、ポロ沼、クッチャロ湖、コムケ湖、シブノツナイ湖、サロマ湖、能取湖、網走湖、藻琴湖、涛沸湖、温根沼、風蓮湖、厚岸湖、塘路湖、阿寒湖、長節湖（北海道中川郡豊頃町）、湧洞沼、大沼（北海道亀田郡七飯町）、小沼（北海道亀田郡七飯町）、久種湖
- (3) 河川 (1)及び(2)に流入する河川
- 3 この組合が特別の事由があると認めたときは、被保険者が支払の責任を負い、かつ、その額が確定したときにてん補する。
- 4 この組合は、保険期間の全部又は一部が重複するプレジャーボート責任保険が負担する危険と同一の危険を負担する他の保険契約が締結されている場合に、各保険契約について他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額（以下「独立責任額」という。）の合計が損害額を超過するときは、各保険契約の独立責任額の合計に対するこの保険契約の独立責任額の割合を損害額に乗じて得た額をてん補する。
- 5 この組合は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和 50 年法律第 94 号）その他の法令に基づき被保険者の責任が制限された場合には、当該法令に基づき被保険者が提供した基金の確定額又はその他の財産の提供時の価額のうち、この組合のてん補すべき損害に対する賠償として割り当てられる額をてん補する。
- 6 この組合は、前項の法令に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続を取らない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなしててん補する。

（てん補すべき損害の額）

- 第 30 条 この組合がてん補する損害額は、1 回の事故ごとに算定する。
- 2 1 回の事故につき、この組合のてん補すべき額は、保険金額を超えないものとする。ただし、第 34 条の費用のうち損害賠償に関する訴訟の提起又は応訴のために要した必要又は有益な費用については、この組合が認める場合に限り、てん補すべき額が保険金額を超えても、これをてん補するものとする。
- 3 この組合は、支払保険金の額が 10,000 円に満たないときは、てん補しない。

（船舶との衝突に係る責任）

- 第 31 条 この組合は、保険に係るプレジャーボートが他の船舶と衝突し、又はその衝突の直接の結果として船舶が更に他の船舶と衝突し、これによりこれらの船舶（以下「被衝突船舶」という。）又はその積荷に損害を生じた場合において、被保険者が、次の各号に掲げる損害につき、自己の賠償責任に基づき賠償したときは、これによって生じた損害をてん補する。
- (1) 被衝突船舶の損害
- (2) 被衝突船舶の積荷の損害
- (3) 被衝突船舶を使用できないことによる損害
- (4) 被衝突船舶の所有者又は使用者が法令その他の事由により当該被衝突船舶又はその積荷の引揚又は撤去の責任を負い、その費用を負担することによる損害
- 2 前項各号に掲げる損害のうちこの組合のてん補すべきものは、次の範囲とする。
- (1) 衝突が保険に係るプレジャーボートのみの過失によって生じた場合には、当該衝突に係る衝突損害につき、被保険者が賠償した金額
- (2) 衝突が保険に係るプレジャーボートの過失及び他の船舶の過失によって生じた場合には、一方又は双方の船舶の所有者等の責任が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律に基づき制限された場合を除き、その過失の割合（過失の軽重を判定することができないときは、その過失の割合は同等とみなす。）に応じ、かつ、相殺をしないで当該衝突に係る衝突損害につき、被保険者が賠償した金額

(財物に関する責任)

第 32 条 被保険者が、次の各号に掲げる損害につき賠償責任を負担したときは、この組合は、これをしてん補する（前条第 1 項各号に掲げる損害を除く。）。

- (1) 港湾設備その他の固定物若しくは可動物、養殖施設その他の漁業用施設、海産物等の財物に加えた損害。ただし、保険に係るプレジャーボート及び当該プレジャーボートに積載した積荷及び財物に加えた損害、第 31 条及び本条第 2 号及び第 3 号、所有権の目的又は漁業法第 6 条第 5 項第 1 号に規定する第 1 種共同漁業の目的でない水産動植物に加えた損害を除く。
- (2) 衝突以外の原因により、他の船舶又は当該他の船舶に積載した積荷に加えた損害
- (3) 他の船舶の乗船者の所持品に加えた損害。ただし、当該乗船者 1 人につき 400,000 円を限度とする。
- (4) 保険に係るプレジャーボートが他の船舶等と衝突し、当該他の船舶等から油その他の水面汚濁物質が流出し、又は排出されたことにより水面清掃費用が生じ、被保険者がこれを賠償することによる損害
- (5) 衝突以外の原因により、他の船舶等又は当該他の船舶等に積載した積荷の引揚又は撤去費用が生じ、又は当該他の船舶等から油その他の水面汚濁物質が流出し、若しくは排出されたことにより水面清掃費用が生じ、被保険者がこれを賠償することによる損害

(人に関する責任)

第 33 条 被保険者が次に掲げる費用又は責任を負担したときは、この組合は、これをしてん補する。

- (1) 保険に係るプレジャーボートに不慮の事故が発生した場合若しくは当該プレジャーボートの乗船者が遭難（行方不明を含む。以下同じ。）した場合に、当該プレジャーボート又はその乗船者が他の船舶に救助され、又は遺体搜索された場合に、被保険者が負担しなければならないものを負担した費用のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの。ただし、1 事故につき 2,000,000 円を限度とする。

ア 当該プレジャーボートの救助を伴う場合

- (ア) 他の船舶の燃料費
- (イ) 他の船舶の使用料（当該他の船舶の食料費及び乗組員の給料を含む。）

イ 当該プレジャーボートの救助を伴わない場合

- (ア) 他の船舶の燃料費
- (イ) 他の船舶の食料費
- (ウ) 他の船舶の乗組員の給料

- (2) 保険に係るプレジャーボートの乗船者以外の者の生命又は身体が害されることによる損害
- (3) 保険に係るプレジャーボートが他の船舶と衝突し、又はその他の事由によって当該他の船舶が沈没若しくは滅失し、又は全く運航に堪えなくなったことにより、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 47 条第 1 号の規定により当該他の船舶の乗組員の雇入契約が終了したため当該他の船舶の所有者が負担しなければならない同法第 48 条に規定する運送費及び宿泊費等の費用が生じた場合に、当該費用のうち被保険者が負担しなければならないものを負担することによる損害

- 2 前項第 1 号において、保険に係るプレジャーボートの乗船者の遭難が明らかでない場合において、乗船者が行方不明となったときから 48 時間を経過してもなお消息が判明しなかったときは、保険契約者又は当該乗船者の親族もしくはこれらに代る者が、漁業協同組合、警察署（水上警察署を含む。）、海上保安庁その他の公的機関又はサルベージ会社若しくは航空会社に対し、当該乗船者の搜索を依頼したことをもって遭難が発生したものとみなす。

(責任防衛のための費用)

第 34 条 被保険者は、この組合の責任となるべき事故に関して被保険者の責任を防衛又は軽減するため、訴訟その他の適切な手段を講じなければならない。このために生じた次の各号に掲げる費用については、この組合の書面による同意を得て支出した場合に限り、これをしてん補する。

- (1) 損害賠償に関する訴訟が提起され、又は当該損害賠償に関する争いが仲裁若しくは示談に付されたときの必要又は有益であった訴訟費用又は仲裁若しくは示談の手續に必要な費用
- (2) 海難審判に付されたときの必要又は有益であった海難審判に必要な費用
- (3) 第 1 号に掲げる場合において、損害賠償に関し、仮差押えがなされたときの当該仮差押えを排除するため被保険者が担保物件を提供するために必要な保証料又は保証金借入利息

(4) 前 3 号に掲げる費用のほか、この組合の責任となるべき事故に関して被保険者の責任を防衛し、又は軽減するために必要又は有益な費用

(損害のてん補の対象とならない損害)

第 35 条 この組合は、被保険者が次に掲げる賠償責任又は費用を負担することによる損害については、理由の如何にかかわらず、これをてん補しない。

(1) 保険に係るプレジャーボートの乗船者に対する損害賠償責任

(2) 当該被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任

(3) 当該被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体傷害に起因する損害賠償責任

(4) 被保険者が所有、使用又は管理する財物の損壊につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対する損害賠償責任

(5) 被保険者が損害賠償に関して第三者との間に特約を締結している場合、その特約によって加重された損害賠償責任

(6) 漁船の運航する水域以外で発生した事故による損害又は費用

(7) 第 33 条第 1 項第 1 号に掲げる損害のうち、軽微な機関故障や不適切な操船又は操機によるもの。

(8) 保険に係るプレジャーボートの使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって、当該プレジャーボートが操船された場合に生じた賠償責任

(9) 正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券及びその他類似の財物に与えた損害賠償責任

(保険代位)

第 36 条 損害が第三者の行為によって生じた場合において、この組合が被保険者に対してそのてん補額を支払ったときは、この組合は、その支払った限度において被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

2 この組合が被保険者に対してそのてん補額の一部を支払ったときは、この組合は、被保険者の権利を害しない範囲内においてのみ、前項に定めた権利を行うことができる。

(事故発生の通知)

第 37 条 保険契約者又は被保険者は、この組合の負担する危険の発生によると否とにかかわらず、保険に係るプレジャーボートの運航に伴って事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(事故発生の場合の措置)

第 38 条 保険契約者又は被保険者は、この組合の責任となるべき事故の発生を知ったときは、次の措置をとらなければならない。

(1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所及び氏名又は名称、事故の状況、事故の証人となる者があるときはその住所及び氏名又は名称並びに損害賠償の請求を受けたときはその旨を書面によりこの組合に通知すること。

(2) 第三者に対し損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全又は行使について必要な手続をとること。

(3) 損害賠償責任の全部又は一部を承認しようとするときは、あらかじめ、この組合の同意を受けること。ただし、緊急の場合には、必要な応急措置をとることを妨げない。

(4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起し、又は提起されたときは、遅滞なく、この組合に通知すること。

2 この組合は、被保険者に対し損害賠償請求の解決に関し必要な指示をすることができる。

(保険金の支払請求)

第 39 条 被保険者は、保険金の支払を請求しようとするときは、この組合が定める保険金支払請求書に、事故の原因、経過及び損害の額を記載し、これらの事項に関する公の機関、漁業協同組合又はこの組合が適当と認める機関の証明書その他の証ひょう書類及びこの組合が特に必要と認める書類を添えて、この組合に提出しなければならない。

(法定免責)

第 40 条 この組合は、事故が次の各号のいずれかに該当する事由によって生じたものと認めた場合にお

いては、損害をてん補する責めを負わない。

(1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

(2) 船長その他保険に係るプレジャーボートを指揮する者の故意

- 2 この組合は、保険に係るプレジャーボートが法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は当該処分によって生じた損害と認めた場合においては、損害をてん補する責めを負わない。

(相対免責)

第 41 条 次に掲げる場合には、この組合は、てん補すべき損害の額の全部又は一部につき、てん補する責めを負わないことがある。

(1) 事故が、法令に違反して保険に係るプレジャーボートを運航した場合に生じたとき。

(2) 保険契約者又は被保険者が、保険に係るプレジャーボート又はその運航につき通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ったとき。

(3) 保険契約者又は被保険者が、第 37 条の規定による事故の通知を著しく遅滞したため損害の認定が困難となったとき、又は第 39 条の規定による保険金の支払請求をするに当たり、故意又は重大な過失により重要な事実を告げず、若しくは重要な事項につき虚偽の事実を告げたとき。

(4) 保険契約者又は被保険者が、第 16 条第 1 項の規定による通知を怠り、又は同条第 2 項の規定によるこの組合の指示に従わなかったとき。

(5) 保険契約者又は被保険者が、第 18 条第 1 項の規定による組合の調査を拒み、又はこの組合の指示する通常の修繕その他の必要な措置をしなかったとき。

(6) 保険契約者又は被保険者が、第 38 条第 1 項各号に掲げる措置をとらなかったとき、又は同条第 2 項の指示に従わなかったとき。

附 則 平成 11 年 9 月 30 日（11 水漁第 3101 号）

この保険約款は、農林水産大臣の認可があった日から施行し、平成 11 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 平成 13 年 5 月 31 日（13 水漁第 539 号）

この約款変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 平成 16 年 6 月 25 日（16 水漁第 686 号）

- 1 この保険約款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 平成 16 年 10 月 1 日前に漁船保険組合の保険責任が始まる保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

附 則 平成 17 年 6 月 10 日（17 水漁第 632 号）

この保険約款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から適用する。

附 則 平成 18 年 6 月 14 日（18 水漁第 616 号）

- 1 この保険約款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 この保険約款の変更の適用日以前に成立した保険約款につき、当該保険契約が成立している間に保険金額を増額する場合（この保険約款の変更に係る保険金額の増額の場合に限る。）において、第 26 条第 2 項の規定については、「その保険期間の全部」とあるのは、「当該保険金額を増額させる日から保険期間満了の日までの期間」とする。
- 3 前項に定めるもののほか、平成 18 年 8 月 1 日前に漁船保険組合の保険責任が始まる保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

附 則 平成 19 年 7 月 27 日（19 水漁第 1375 号）

- 1 この保険約款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 平成 19 年 8 月 1 日前に漁船保険組合の保険責任が始まる保険関係及び再保険関係については、

なお、従前の例による。

附 則 平成 21 年 7 月 30 日（21 水漁第 1255 号）

1 この保険約款の変更に係る次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 16 条、第 22 条の 2、第 24 条第 1 項、第 27 条、第 27 条の 2、第 29 条第 1 項及び別表

平成 21 年 10 月 1 日

2 前項各号に規定する施行の日前に成立した漁船保険組合の保険責任が始まる保険契約については、なお従前の例による。

附 則 平成 23 年 3 月 30 日（22 水漁第 2344 号）

この約款変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 平成 26 年 3 月 31 日（水漁第 1940 号）

1 この約款変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 変更後の第 32 条の規定は、前項に規定する施行の日以後に発生した事故から適用するものとし、同日前に発生した事故については、なお従前の例による。